

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
養育者	養育者支援	1-1	指導ではなく支援という考え方に同感した。	「支援」という意識がさらに広まっていくことを願っています。(白石)
		1-2	メンタルヘルスの課題を抱える母子のグループワークの制度化してはどうだろうか。(大学・精神保健福祉)	制度ではないかもしれませんが、一部の先進的な自治体で行われているモデルケースを調査し報告いたします(黒田)。
		1-3	私の実感として、DV事件は警察、検察が加害者を傷害で拘束している。一方、児童虐待は傷害で立件されない。虐待の立証は容易ではないと思うが、傷害等で身柄拘束されれば、多くの場合弁護士につながる。また、検察官の処分は在宅事件であれば、半年から1年先にのぼすことができる。養育者支援につながり、各種の支援プログラムに参加し成果をあげれば、不起訴処分にするという運用は現行法でも可能ではないか。(弁護士)	警察・検察と児童福祉の連携はご指摘の通り、ホットな話題であり、本プロジェクトでも検討を開始しております。DV事案と比べ、児童虐待では死亡1件あたりの検挙率が非常に低い傾向があります。厳罰化ではなく支援の入り口としての警察・検察との連携、さらに養育者支援プログラムの配備が求められていると考えられます。(黒田)
		1-4	虐待被害者の更生プログラムのシステム化が必要。(大学・精神保健福祉)	グループA、Dで検討して参ります(黒田)。
		1-5	虐待や夫婦間における自己チェックリストの配布、危険性の自己認識の機会の創出、そこから支援先へのつながりやすさを上げるとよいのではないか。(一般)	現在、養育者支援のための指標開発に取り組んでいます。これを応用し、養育者自身が自己チェックできるチェックリストの開発にも取り組んでまいります予定です。(渡辺)
		1-6	未来の養育者の支援として、公的教育の拡大、高校まで義務教育化を実現してほしい。(小児科医・児童福祉)	教育との連携はニーズのある分野ですので、長期的な視点で検討したいと思います。(黒田)
		1-7	中高生、大学生=25歳くらいの者に対する支援の在り方を考えてほしい。(司法機関)	
	DV問題	1-8	養育者とはだれをさすのか、虐待の影にDVの問題があることが多く、妻を支配する夫の問題をぬきに虐待を論じることはむずかしい。夫の問題、父親の問題をうかびあがらせて、具体的対応も考えていただけることを願う。	養育者とは母親だけではなく父親、あるいは里親なども含んだ用語として、「親」の代わりに使用しています。父親の役割や責任も重要な要素として取り組んでまいります。(黒田)
		1-9	DV行動をする親には、DV行動をしない自分の発見、体験プログラム、自分の行動は問題だと気付かせる強制的な機会を設ける仕組みづくり、身内の者の意見を聞けない者への第三者からの働きかけが必要ではないか。(一般)	DVと子ども虐待は併存することも多く、両方に対応できる支援プログラムの活用を考えております。(黒田)
	経済的な支援	1-10	職場での円滑な人間関係、ストレスの低い環境、無職やアルバイトしている養育者への就職サポートなど、生存問題を解決して、まずは養育者のイライラ感を落ち着けてからの支援ではないか。(大学院生)	養育者のストレスに関係する要因なども、コホートデータから明らかにしてまいります。(渡辺)
		1-11	給付金が、実際に何に使われているのかわからないのは問題だと思う。同じ金銭的支援であれば、例えば給食費を低所得家庭に対し無料化すれば、本来給食費にあてるお金を家での食費やそのほか別のものにお金を回せて、もっと広い範囲で多くのお金を子どもに使えるようになるのではないか。また、お金を給付する場合でも、個別化支援として各家庭の精度の高い実態調査をし、何に使うお金が不足しているのか、支援が必要なのか分析した後に給付すべきだと思った。若者が子育てが得策ではないと感じる大きな要因は「お金」だと感じる。(一般)	子育て費用の支援が重要なのではないかと、ヨーロッパ、アジアのいくつかの国の事例からも言えるのではないかと考えられます。さらなる国際比較により他の国の成功している制度設計も参考にしながら、提言につなげたいと思います。(落合)
		1-12	資金的援助をしても、基本的な生活習慣、家事ができない親(例「コンビニおにぎり」より家でご飯をたくほうが安いことがわかっていない・給食費が払われず武器的玩具を買い与えトラブルになるなど)への実践的支援はどうすればよいのか?(臨床心理士)	それぞれの養育者の抱える困難にあった支援の方法を検討いたします。(黒田)
		1-13	現金給付の有効率(実際に子どもたちのために使われるか?)や行政コスト効率を考慮してシステムを構築するべきでは?(養育者信頼の原則があるの?)(一般)	国際比較により他の国の成功している制度設計も参考にしながら、提言につなげたいと思います。(落合)
		1-14	ベーシックインカムを導入してはどうだろうか。	本プロジェクトの枠をこえる課題であるように思います。(落合)
	キャリア女性	1-15	高等教育を受け、仕事をする女性への支援など様々な人に合わせた支援を提供できる社会づくりが必要。(大学院生・公衆衛生学)	Cの中心的な課題として取り上げます。(落合)

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント	
養育者	援助希 求低い 人への 支援	1-16	援助を希求しない親に対する介入（刑事介入も含めて）が必要。〈大学〉	A2、Dで検討いたします。（黒田）	
		1-17	困っていても「困っている」「助けてほしい」といえない状況・孤立の問題がある。何に困っているのか？どんな支援、助けがあればよいと思っているのかを明らかにすることは大事だと思う。〈大学〉	Cの中心的な課題として取り上げます。（落合）	
		1-18	養育者側にもメリットが感じられる介入支援が必要であるというのは、本当にその通りであると思う。ただ、「虐待の加害者」というレッテルのもとに養育者を支援することはそのようなレッテルを養育者が避けるだろうゆえに難しいと思う。〈大学院生〉	実際の支援の現場では、受け入れやすいネーミング等にも配慮して参ります。（黒田）	
	援助希 求低い 人への 支援	1-19	個別化支援の必要性、その人その世帯にあった支援では、まずは支援が必要な人をいかに発見するかが重要だと思った。〈地方自治体〉	子ども虐待自体が援助の必要性を示すものと考え、司法や精神保健福祉との連携を推進して参ります。（黒田）	
		1-20	必要である人ほど声をあげにくいからこそ、個別化（オーダーメイド）支援が適しており、行政からの働きかけが大切だという支援を持つことの重要性がわかり、この仕組みがもっと発展して欲しい。〈一般〉	将来、本プロジェクトで科学的エビデンスに基づいた研究成果を挙げることにより、支援の必要な養育困難を抱える養育者がそれぞれのニーズにあった支援を自ら進んで受けられるようになることを期待しています。（友田）	
		1-21	虐待に関して行われる調査は、被害者のものに偏っていると思う。現実的な問題として実施が難しい面もあるが、加害者に焦点をあてた質問紙調査や聞き取り調査をしていくことは必要になってくるのではないかと。養育者側の主観的な見方も含めた多様な虐待の要因に関する質的な調査が必要だと思う。〈大学院生〉	グループAでは養育者側の当事者の視点からの実態調査を予定しています。（黒田）	
	養育者 要因の 究明	1-22	過去に虐待をしていて、その問題を乗り越え、子どもの関係も修復し、無事に家庭復帰ができた家庭を対象として、インタビュー調査を行い、どんな要因が作用したのかを検討してほしい。〈心理〉	対応困難例ばかりでなく成功例についても、できる限り調査したいと思います。（黒田）	
		1-23	多くの事例の養育者は知的障害（中～軽度）の状態がうかがえるが、本人は障害者として認識がないまま成人に至っているため、教育を受けている期間に対応できる手法がほしい。〈大学・児童福祉〉		
		1-24	子より自分を優先する親（未成熟な親）、精神疾患のある親などのケースを対応している。とくにBPDの母親の子については、施設措置されないと子の問題が解決されない場合が多い。母を受け止める福祉医療体制がないと、児相も一時保護止まりとなり、再び母子の生活となり、登校もさせず、子の安否確認、教育、進路指導が困難である。〈中学校養護教諭〉	それぞれの養育者の抱える困難にあった支援の方法を検討いたします。（黒田）	
		1-25	発達障害の傾向が疑われる家庭での虐待事例にもよく出会う。〈臨床心理士〉	発達障害を抱える親による虐待について事例検討を元に、発達障害の場合に向けた支援技法を開発したいと考えております。（黒田）	
		2-1	養育者をサポートする支援者の学びとサポート体制、プログラムの必要性を感じる。〈児童福祉〉	支援者の支援や教育は本PJの中心的課題の1つとして推進いたします。支援職へのセミナー施行の他、E-ラーニングについても検討しております。（黒田）	
	支援者	専門家 教育	2-2	子育てエンパワメントの理論は、現場の保育士、児童福祉士、家庭福祉員、子育てサポーターのボランティア等にぜひ学んでほしい。この理論を活用して保育園のアセスメントを実施してほしい。〈地方自治体〉	専門職エンパワメントのプログラムや評価の方法など検討してまいります。保育士を対象とした「教育認定制度」の確立までを視野に入れ、「養育者の真のニーズの見極めと気づき」による「的確な実践」「実践の評価」を可能とする保育士を育てるプログラムを検討いたします。（渡辺）

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント	
支援者	専門者教育	2-3	愛着障害の子への養育プログラムがあれば、普及し、施設職員、里親、教員に教育してほしい。 (中学校養護教諭)	残念ながら現在のところ愛着障害児の養育プログラムは存在しません。しかし私たちは、子側のリスク要因とそれに起因する親子関係の愛着形成障害の病態メカニズムを解明し、子に対する効果的な治療や援助、そして子育て技法に特化した支援につなげる事を目標としています。また、愛着障害児の唾液中のホルモン測定を行った結果、施設措置後1年以上（その後の環境が安定している群）に比べて、施設措置後1年未満の不安定群の子どもたちは、より高いストレスホルモンを分泌している状態であることがこれまで分かっています。つまり、小児期にマルトリートメントを受けた経験のある児童でも、マルトリートメントリスクの高い環境に継続して生活するか、リスクの低い環境で生活するかの違いが神経内分泌に影響を与えることが明らかとなってきています。(友田)	
		2-4	精神科医の面接所見をとる技術や薬物などの生物学的手段以外での関わりなどの能力が下がり、保健福祉領域での「事例性」の高いケースについて、精神科の医療が役割分担の構造や精神医学的なみだてなどもできずに関わりを拒否してくることが多いです。(地方自治体・精神保健福祉)	事例対応への精神科・小児科医療の質向上にも貢献できる科学的知見を集めたいと考えております。(黒田)	
		2-5	小児科医達のジェネラリストとしての能力の維持、社会的な要因による育児の変調(ノンコンプライアンスも含めて)への関心の向上が必要。(地方自治体・精神保健福祉)		
		2-6	専門職が少ない、養育困難なケースの人たちが利用できるサービスが少ない、子育ての責任を母親におしつけすぎる社会的風潮、「きむずかしい赤ちゃん」「ねない、なきやまない赤ちゃん」に対する対応の指導(気休め的な声かけではなく)が求められる。(大学院生・看護)	きめ細かな支援が展開されている自治体や、ネウボラの取り組みも踏まえながら、支援のしくみを検討してまいります。(渡辺) 「泣き」についてはすでに明らかになっている科学的知見と対応策を、一般向けに広めることも重要であると考え、アウトリーチ活動を行って参ります。(黒田)	
		支援者の拡充	2-8	児相のマンパワー不足で、また一時保護施設の不足など、ソフト・ハードいずれの制限もあり、親、子の双方の介入や支援が不十分なまま、家族の再統合がなされている。虐待を理由に養護施設に入所する子が50%以上を占めるにもかかわらずトラウマ治療がなされていない。妊娠中の介入にむけた虐待リスクの評価、それにもとづく介入が求められる。(小児科医)	とくに児童福祉司のケースロードと業務効率の関係については、諸外国でもデータが出てきています。日本でも検討されるべきと考えます。多機関による研究もおこなわれていますので、情報交換していきたいと思っております。(黒田)
			2-9	ケアマネを増員してほしい。(大学)	
	2-10		児童福祉は専門性をつけてきているが、今の人数だとどんどん労働が過酷になる。(児童福祉士)		
	2-12	支援機関へのつながりにくさが問題。ペアレントトレーニングができる専門家が不足している。里親および養子縁組家庭での再虐待防止のための里親・養育に特化した支援体制の整備が求められる。(臨床心理士)	A1でその仕組みがうまく動いている自治体を調べ、特徴を抽出する予定です。(黒田)		
	新たな支援者	2-13	現状として幼保等では虐待だとわかっていても対応していないことが多い。現場の専門職が虐待を認識し支援につなげる方法を考えてほしい。(地方自治体)	本プロジェクトの中心的な課題として取り上げます。(落合)	

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
支援者	新たな支援者	2-14	幼・保・こども園への子育て専門職（心理士・保健士等）の配置が必要と思う。スクールカウンセラーと同様に、虐待はもちろん発達障害の子どもの早期発見が大切。（地方自治体）	ご意見ありがとうございます。今後の検討課題にさせていただきます。（黒田）
		2-15	「専門家」の定義を変える。国家資格のような外から規定されるものではなく、任を受けた人が一定の期間集中的にトレーニングを受け「状況改善に役立つ働きができること」が「専門家」と称することができるように。従って、既存の医師、保健師、心理士等が新たに取得すべきキャリアライセンスとすることで、有能性を担保していく必要がある。（大学）	
		2-16	介護保険法のように、子どものケアマネージャーを法律に位置付ける必要があると思う。養育者支援というシステムを構築するにあたって新たなものを作るより、ネウボラを導入し、保健師がその任にあたるのが望ましい。また、看護師、保育士の方もその任にあたる可能性があると思う。（地方自治体）	
		2-17	地域のファシリテータの養成が必要。（大学）	
	支援者支援	2-18	JSTでは、本領域とは別の研究開発領域であるが、ハイレベルな現場で仕事にあたる公務に従事する人々（具体的には災害関連業務）への「ピアサポート」のしくみを構築するプロジェクトを行っている。児相職員のような現場業務の人々への支援（ピアサポート）を考える際に特に重視すべき着眼点についてどのようにお考えか？自相に限らず、このような業務に係るピアサポートについて考える必要があると感じた。（たとえば最後の方の発表にあった「広義の養育者」としての施設職員も含まれよう）（JST）	A1で児相や要対協の職員に精神保健福祉に関する講習プログラムを試行的に導入し効果を検証する予定です（黒田）
		2-19	児相においても母への支援はほとんどできていない。児福司を国家資格にするなら、精神保健分野をもっと学ばないといけないと思う。（児童相談所）	
		2-20	養育者のメンタル問題への対応が非常に困難になっている。支援の受け入れ拒否、強制もできない。寄り添うにもどうかかわっていったらよいか、悩む。支援に関わる支援者側の健康や幸せも守られる必要があるのでは？（保健師）	
	支援者の連携	2-21	子育て状況だけでなく、経済、就業、健康、介護状況を考慮に入れた包括的な支援が必要。（大学）	複合的な分析を行い、因果関係を明らかにしていきたいと考えます。（渡辺）
		2-22	医療・支援機関・行政が連携し、養育者の持つ背景を把握する必要がある。（学生）	そのためのしくみづくりを考えて参ります。（黒田）
		2-25	専門職間の法的根拠をもったつながり。ライフステージに応じた包括的支援が求められる。（地域作りにつながる）（児童福祉）	Cの検討事項に加えます。（落合）
		2-26	「ネウボラ」のようなワンストップ型の支援が必要だと思う。（児童福祉）	Cの検討事項に加えます。（落合）

カテゴリ	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
支援者	支援者の連携	2-27	支援が分断されていることが問題。親・子を支える立場にあるいろんな方々がその問題に気付いていることが多い。でも、どうしてよいかわからない。だれかコーディネートしてくれる人がいれば、とおしつけあいになっている。「責任」というものがあるのだと思うが、縦割り行政ともいべきシステムをご本人の意向もいれてみなどで考えることのできる支援システムができればと思う。(大学・子育て支援)	そのためのしくみづくりを考えて参ります。(黒田)
		2-28	英国の児童保護改革の柱になった(きっかけになった)victoria climbie事件についてのLord Lamingの報告書の焦点は、横断的視点の欠如だったかと思う。(Sure Startも政策の一つですがむしろ)本報告書の提出後、Multi Disciplinary teamによる虐待の可能性のある児童の早期発見、早期対処に乗り出したことの方が重要ではなと考えるが、本プロジェクトにおいて、ネウボラと並行した現職の子どもにかかわる専門家(医師、看護師、保健師、ソーシャルワーカー、保育士、教師)が一同に会して児童虐待ケースの早期発見、早期対応を検討するためのうごきなどはいずれかのグループで考えられているのか?ちょうど2000年~2011年に英国で小児看護として活動していたもので、コメントした。(掲載方法要検討)(NPO職員・小児看護)	このプロジェクトそのものも、横断的なものとならなくてはならないと考えております。(水野)
	周産期	2-29	子どもの養育を解明することがこれまで遅れていると思う。母子相互作用など、どうすることが人間のライフサイクルで重要なのかなど社会に発信すべきだと思う。(大学)	私たちは、胎児期~幼児期の母子集団を対象とし、子どもの社会性の発達と母親のメンタルヘルスの関連性の経過を追跡する横断的研究を行っています。また、親子における脳機能の相関について検討する計画を立てています。(友田)
		2-30	母子手帳作成時に将来の虐待、メンタルヘルス課題のリスクアセスメントを丁寧に行い、地域で継続的に支援できるシステム構築が必要と思う。母子保健レベルに「母子福祉保健ソーシャルワーカー」を配置し、世帯全体に生活支援を展開する。(大学・精神保健福祉)	費用対効果でいうと予防がもっとも効果的であるという結果が海外でも出ており、周産期からの支援は重要課題と考えております。(黒田)
		2-31	周産期に対する経済的支援(妊婦健診、出産費用の無料化)、物理的な育児負担の軽減が最も費用対効果があると思う。(医療機関)	
		2-32	ハイリスク妊婦のケア、虐待児が妊娠した場合のケア、問題をかかえた家庭で新たに妊娠した場合のケアが求められる。(母子保健)	
		2-33	妊娠期から出産後まで途切れない支援が重要と考える。試行的に行われているハイリスク妊婦の家庭への継続的な家庭訪問は、全ての行政での実施が望まれる。(地方自治体)	訪問看護・介護の先駆的事例について検討いたします(黒田)。
	2-34	周産期の親へのよりそったエンパワメントをするには家庭訪問できる保健師の支援技術をあげ量的にも増やすことが必要。政策提言としてほしい。(医療機関)		
	IT活用	2-35	保育者不足や専門性を高めるため、また保護者がコミュニティとのかかわりを増やすために、IT(ロボット、IoT、ビッグデータ分析、テレワーク)の積極的な活用を推進してはどうだろうか。	本プロジェクトはIT技術の専門性が高くないのですが、E-ラーニングからはじめ、必要に応じて連携の上行ってまいります。(黒田)

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
社会の意識改革	社会へのプロモーション	3-1	養育者支援にかかわる専門職および社会の意識をかえるための戦略的なプロモーションが必要。どんなエビデンスが必要かを整理し、多くのエビデンスを前提にソーシャルアクションとして展開して成果をあげていくこと。選挙権をもつ高齢者にも響くプロモーションが必要。そのためにはプロモーションの専門家もほしい。養育者をとりまく「目」が少しでもかわれば行き届く範囲は広い。〈司法関係〉	重要な視点で、本プロジェクトでもできるかぎりホームページ等で情報を公開し、養育者支援に関する科学的根拠とそれに基づく制度設計の重要性をアピールしたいと考えております。（黒田）
		3-2	質の高い養育支援（保育園など）や身近な養育相談はぜひ拡大して行ってほしいと思う。子どもを早くから保育園に預けるのはかわいそうなどという古い考えを変えていくことも必要だと思う。相談するのは恥だという考えも。このような考えの人に抑えられて相談できない人を助けるためにも一般の方々へのメディアなどを通じた情報発信（どのようなサポートをどこで受けられるか）が必要。〈一般〉	
		3-3	親支援プログラムの国民への浸透が必要。〈地方自治体〉	
		3-4	大人になってからの問題行動が甘えではなく成育歴からくる治療対象になりうるかもしれないという意識の浸透により、本人の罪ではなく、その行動自体に対するアプローチを考える必要性を理解する。原因や過去の生育歴は正確にとらえることではないので。〈一般〉	
	メディアの問題	3-5	メディアの過剰な悲劇性の表現を減らす、冷静な姿勢の浸透が求められる。例）虐待は連鎖する、私もそうしてしまう恐怖、という悲劇的な部分を取り上げられている。愛情や根性で乗り切る不安定さ。共感は大変だがもう少し希望や自信がもてる根拠があるといい。〈一般〉	メディアの方々とも意見交換し、バランスの取れた報道の推進に協力したいと思います。（黒田）
		3-6	なぜ日本では、ほかの家庭の問題が他人事としてとらえられてしまうのか。極端な事例ばかりが目立って取り上げられ、イメージが作られてしまうのか？日本の関心、理解の原因も気になる。〈司法機関〉	メディアの方々とも意見交換し、バランスの取れた報道の推進に協力したいと思います。（黒田）
	女性中心の育児	3-7	日本社会の根底にある「子育てが女性（母親）の役割」という風潮を打ち壊す流（法律、整備、政策、支援etc）をつくる必要があるかと思う。講演へのコメントであったように、人として生きていくうえで、女性が高い教育を望んだり、仕事での成功を望んでいるなか、「それ自体が少子化をまねいている」という考えをもった人の意識改革がないと、結局根本的な問題は解決しないのではないかと考えた。（日本における女性の人権問題を同時に考える）〈NPO職員・小児看護〉	Cの課題として取り上げます。（落合）
		3-8	女性が主養育者になる背景には、男性が社会の中で家庭よりも仕事を優先せざるを得ない立場に立たされている状況があるかと思う。産後の女性職員の職場復帰にかかる問題の解決もだが、育児に携わる男性が職場で不利な立場に立たされないような整備も必要。〈NPO職員・小児看護〉	Cの課題として取り上げます。（落合）
	男性の育児	3-9	養育者の孤立を防ぐこと。シングルマザー、ファザーはもちろんだが、ふたり親世帯でも、父親の長時間労働→家庭滞在時間の減少で、疑似母子家庭の世帯も少ないのでは？（経済的問題は別として）また、転勤族は転勤のたびに地域ネットワークがリセットされ、子どもも母親も相当な精神的ストレスにさらされている。経済優先で会社本位の思考のままでは、北欧のような養育者支援は無理では？価値観の根本的な転換が必要。	Cの課題として取り上げます。（落合）
		3-10	父親の養育者としての自覚、社会の認識に問題がある。〈小児科医・児童福祉〉	Cの課題として取り上げます。（落合）
	パブコメ		3-11	今日は研究者による研究データをベースにした情報をうかがったがそれらを必要とされる支援に化粧直していかなければ、これまでにあったいくつもの研究報告にすぎなくなる。メンバーの力だけで不足なら、パブリックコメントを大々的に求め、HP上でも情報公開しつつ「実装」に辿りついていただきたい。〈大学〉

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
社会のなかの支援システム	地域	3-12	コミュニティエンパワメントの向上が求められる。(地方自治体)	Cの課題として取り上げます。(落合)
		3-13	社会的な子育て支援の資源を充実させてアロペアレントのネットワークを充実させることが必要だと思う。孤育てから母親を解放することが課題と考えている。(一般)	Cの課題として取り上げます。(落合)
		3-14	今回議論されていないが、非正規雇用が労働者の40%を超えたことも問題にしないといけないのではないか、家庭が崩壊しつつある現在、家庭機能をいかに良好に保つか、家庭だけに責任を求めるのではなく、地域のレベルアップが必要だと思う。(大学)	Cの課題として取り上げます。(落合)
		3-15	養育や介護は三世代家族や地縁社会が存在しているときは知恵や助力を得やすく自然に行われていた。各家族化、脱地縁社会の現代では専門家を養成して、知恵や助力を受けなければならないようになった。しかし専門家の養成を今から始めるよりも保健婦、児相等に加え、子育て経験と時間的余裕のある50~70代の人々でグループをつくり、貧困家庭など問題家庭の支援を行わせる方がよいと思われる。(一般)	アソシエーション、NGOと呼ばれるような組織がヨーロッパでは重要な役割を果たしています。日本でもそれが育つための条件については、Cの検討事項に加ええます。(落合)
		3-16	本当にサービスが必要な家庭には、サービスが届いていないこともあるので、アウトリーチ型で支援するシステムがよいと思う。(大学・精神保健福祉)	Cの検討事項に加ええます。(落合)
		3-17	養育者の孤立を防ぐ居場所が必要。(小児科医・児童福祉)	その通りだと思います。保育所や自治体でも様々な取り組みがなされていますが、今後もさらに拡大していく必要があると思います。(白石)
		高齢者福祉	3-18	政府の財源の問題。現在の政府は、選挙のためか、高齢者向けの政策ばかりで、子育て世帯、子ども支援への財源を拡大しようとする動きがにぶすぎる。仏や北欧のようにGDP比3%を子育て支援にあてることの重要性を政府も参政権をもつ国民(とくに高齢者)が理解することが重要。(一般)
	3-19		すでに支援が必要なケースに対して、介護保険同様の「ケアシステム」が絶対に必要。(司法関係)	
	高齢者福祉	3-20	養育者支援しないと虐待が減らないという意識が低いこと。福祉職だけでは養育者支援までできない現状がある。やはり保育園は本当に重要な存在で、いつでもどこでもどのような人でも無料で利用できるようになれば、虐待は大幅に減ると思う。また送迎も重要。入園できても送迎できない保護者は多い。保育士不足のためには国をあげて対人援助職確保のため保育士の給与をあげること、専門学校等への補助金なども検討してほしい。対人援助職のすばらしさをもっとPRすべきと感じる。(児童相談所)	措置としての保育園送迎については、2015年度の社会保障審議会で提案されましたが、実現に至るかどうかはまだ不明瞭です(黒田)。
	保育所	3-21	病児保育の充実：養育者の雇用が安定することで、貧困の解消につながると思う。(大学・保育)	Cの検討事項に加ええます。(落合)
		3-22	貧困脱却のための現金支給や保育園、幼稚園を利用した支援策はいずれも非常に有効と考える。これらの前提として、現在社会内にある「親への支援の必要性に対する理解の少なさ」について変えていく必要があるものと考えている。本研究によって、養育者支援の必要性がエビデンスをもって社会に広まればそういった無理解が変わってくるのではないかと。また、実際の支援に当たっては、各機関の連携(少なくとも情報共有)が重要なことではないかと。(行政)	皆様のコメントや研究成果を積極的にWebサイトなどで公開して参ります。(黒田)
		3-23	保育園などの内容を充実させ母親の養育負担を軽くすることは重要と思う。1歳まで育休保障は、日本の育児支援が不十分な中では母親の孤立化を生み、虐待を生じさせると思う。(児童福祉士)	育休の適切な長さと、その間の支援方法は、重要な問題です。各国の方針も異なります。Cの課題として取り上げます。(落合)

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
社会の中の支援システム	家族観・子ども観	3-24	日本の歴史的子育て（地域での子育て）で貧困は新生児を「天に返す」、児童労働などはあったが、今の虐待死にみられるような悲惨な死亡はなかったのではなかろうか？子どもに対する意識の変化、（社会からの排除、幸せの象徴で受け入れられないなど）も検討し、それをもたらしたものは何か、明らかにしていただきたい。どこということではなく、虐待予防、支援、再発防止に必要な体制と人員の政策提言をしてほしい。（医療機関）	子どもに対する意識の変化とともに、家族の在り方や、働き方についての考えの変化などもあわせて検討して参ります。（黒田）
		3-25	ひとり親世帯、事実婚、LGBTカップル等、家族の形態が多様化している。これからの養育者支援には、ぜひ実態（社会の実態）を反映した支援を提供していくことが課題であり必要。（大学）	Cの検討事項に加ええます。（落合）
社会的要因の研究	国内・国際比較	3-26	国内の多様な社会層の虐待予防要因の解明は重要である。（大学院生・公衆衛生）	Cの中心的な課題として取り上げます。（落合）
	国内・国際比較	3-27	そもそも日本での子どもの虐待の現状がどうなのか、国際的にみて水準が高いのか低いのか、最近増加傾向にあるのかどうか、把握されることが可能であればそれだけでも非常に重要な情報発信と考える。そのうえで、家庭環境や社会要因と虐待ケースとの因果関係、さらに政策（政策支援ツール）から期待される効果まで議論いただくことが可能であれば、大変有益な政策メッセージにもなるのではないかと。（大学教員）	Cの中心的な課題として取り上げます。（落合）
	文化的側面への配慮	3-28	外国人の夫婦で日本で出産育児される方の文化的違いをふまえた評価に悩む。実母は育児をせず、親せき等が担う中国の方やコミュニティで育児するので実母の責任範囲がわかりにくいフィリピンなど・・・また確実に外国人の方々も増えています。ツール作成にあたって、評価方法を盛り込んでいただきたい。（保健）	Cの中心的な課題として取り上げます。ご経験された事例についてぜひ詳しく教えてください（落合）
		3-29	フランスの社会的基盤は日本とかなり違いますが、社会の進歩と社会的統合のバランスはどのように扱えばよいのか。	十分に配慮しながら国際比較研究を進めます。（落合）
法制度	現制度の見直し	4-1	既存の制度、事象のレビューを行い、どこに弱点があるかコミュニティの視点を含めて分析してほしい。	国際比較により他の国の成功している制度設計も参考にしながら検討します。（落合）
		4-2	母子に関連した、あるいは養育者支援に関連した制度をそれ以外の全体との整合性を検討することで実装可能性を高めるのではないかと。（地方自治体）	とくに高齢者や介護の問題、またDV問題との対策の比較検討を重点的に行ってまいりたいと考えております。（黒田）
		4-3	親権を部分的に残したり、一時停止あるいは監督するという選択肢がないのは「虐待の加害者である養育者」というレッテルを養育者にはることを回避し「正常な」親か「親でない」かの二択に投げてしまっているところがあると思う。（大学院生）	部分的制限は継続的監督を不可避とするため、その体制が準備できないために立法できなかったこともあると思いますが、本来はもっとも必要な類型であろうと思います。（水野）
	実行可能なシステム	4-4	福祉全般に言えることだが、システム上でできる／行うことになっているサービス内容が実際にはできていないということが目につく。例えば、児童虐待の疑い事例を自相などに通告した場合に、自相が仕組みとして定められているとおりに対応できるか。「虐待」をどのように定義した場合に、どの程度の数になり、各事例の「実施」のニーズにはどの程度の人数をといったことがデータで裏付けされて施策が組まれること、業務が適正に成り立たない場合に現場が「できない」ことを発信できること（「役所」では出先機関も「できていない」は発信せずにごまかすことが求められています）が重要。（地方自治体）	児相のような福祉機関における支援者一人当たりのケースロードがある一定数を超えると、実効的に支援が不可能になることは海外でもエビデンスが出ています。このような文献を引用し、試算することは可能ではないかと思えます。（黒田）
	児童福祉の範囲	4-5	「児童福祉の観点で親支援できるのか？」とのご発言でしたが、子の安心、安全のためには養育者の安心、安全の確保が必要、優先されるのでは？	子の福祉を害する親の行動を親への制裁ではなく親への支援で改善したいと思えます。そのほうが子のためにもなると思われれます。（水野）

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
法制度	行政単位での実践	4-6	限られた物的、人的資源を有効に活用する上で、ひとり親とか親に限らない子の養育の観点から支援対象の適切な選定、そのための情報収集手段の乏しさ、養育者側から制度を利用するためのハードルの高さ（制度が複雑、説明がわからない、心理的なハードルなど）文科・厚労ですら制度、機関の縦割りの壁が高く、柔軟性を欠くこと、地域、地方の支援は推進されていると思うが、国は実質的に必要というだけでなく、理論的な整合性を社会的な要請というのか世論の後押しが必要。そのため、小さい範囲のコミュニティでなければ、寄り添った支援、ニーズに合わせた支援は困難。その地域のリソースに権限を付与し、支援を図ること。虐待事例のなかで重症なものは分離し、里親等の制度をより柔軟にすることで、子の逃げ道を作ることも重要。（司法関係）	中立的で比較的自由な立場である、JSTのプロジェクトという利点を生かし、問題点の抽出と、支援に直接かかわる機関どうしの連携に貢献したいと考えます。（黒田）
		4-7	実質的な必要や支援につながらないのは、法整備までの道のりの困難さがある。となると、もっと柔軟に行政的な動きで実践する方が、現実的にできることがあるだろう。地域の小さい単位（県とか市町とか）で、各専門家で協働することが重要と思った（司法での協働は今の制度で情報共有の困難性から改革は難しい）。（行政）	たしかに司法との協働は、裁判官の数が足りないことなど、困難を抱えておりますので、可能なあらゆる手段について考えてみたいと思います。（水野）
	関係機関の連携	4-8	非行の防止には親に対する働きかけも必要という思いは司法の場にも共通しているが、ノウハウが十分にはない。支援を必要とする養護者を発見する機関と支援を提供する機関の連携が必要ではないか。そして、その前提として養育者支援の必要性と有効性に関する理解が必要と思う。ぜひ、司法関係者に対する情報の発信を。（司法関係）	外国では司法と行政の連携が行われております。日本でも今後は、その方向で改善が進められるべきであろうと思います。（水野）
	成育基本法	4-9	「成育基本法の実現に向けて」について、フィンランドの育児の環境のよさに確かに関心したが、予算の高さも気になった。安梅先生のご講演で、育児環境が就学前の社会性に及ぼす影響について、読書、食事、子どもの話をする機会が貧困より影響が強いとうかがっているが、ここに育児時間の影響もかかわってくるのか、貧困により育児時間が少なくなり、それで読書、食事、子どもの話をする機会も少なくなっているのではないか。	阿部彩先生のご研究では、貧困世帯の問題として、ダブルワークなどによって子どもと過ごす時間が短いことも指摘されています。おっしゃるように、貧困家庭では読書、食事、話をする機会そのものを持ちにくくなる場合も少なくないと考えられます。（白石）
	産まない選択	4-10	やや消極的な意見になりますが、望まない妊娠をし、子どもを育てることを拒否しているような重症の特定妊婦に対しては、産まない選択肢や特別養子縁組の選択肢を与える機会も必要と思う。（医療）	避妊教育も必要な施策であると考えております。（水野）
	家庭外養育	4-11	どうしてもひどい親はいることはいるので、家庭に代わるグループをつくることはできないか（一般）	里親をはじめ、必ずしも原家族と一緒に暮らさない方法も重要であり、その中で可能な限り親を支援し心理的にだけでも親子関係が改善するための支援も必要だと思います。（黒田）
プロジェクト全体	プロジェクト内連携	5-1	いわゆる「メンタルヘルス」の問題のある親にとって、支援に対して当事者の要望を聞くことと、プロから見て必要となるサービスはどのように統合できるのが課題。もし、友田先生ご提案の脳科学的方法を利用し、「問題」のある親たちに対して診査して、治療した後なら、グループAの計画がより順調に展開できないか。	その通りです。（友田）
		5-2	生物学的な側面と社会的な側面をどうからめて総合的、分析的に解明するかがカギとなると思う。（大学）	相互に影響を与え合う関係にあるため容易ではありませんが、できるだけその複雑性を解きほぐしたいと考えております。（黒田）

カテゴリ	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
プロジェクト全体	プロジェクト内連携	5-3	A~Dグループの成果やめざすものがどのようにプロジェクト全体の成果につながるのか。個別プロジェクトがバラバラに活動していくように見える。A~Dのリンケージや総体的な目指す成果を可視化する必要。個別グループの役割（全体における）とグループ間の連携を明確に。次回のシンポジウムはグループ連携でセッションを構築してほしい。注目されているプロジェクトですので、ぜひ成果を社会実装するように。（JST）	ご指摘ありがとうございます。次回のシンポジウムでは、グループごとではなく、研究対象ごとのセッションと致します。（黒田）
		5-4	グループごとの分科会などで意見交換できるとよいのでは。全体としてプロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果指標、具体的な活動計画が一覧表になっているとわかりやすいと思った。	平成28年度は、より小規模なグループ単位の研究会・ミニシンポジウムも企画しており、随時情報をアップして参ります。（黒田）
	倫理的配慮	5-5	脳科学の話はとても興味深いですが、脳機能が障害された後、何が必要になるのかよくわからない点、差別化にどうしてもつなげるのではないかと、インフォームドコンセント等の問題が気になった。（行政）	生物学的な要因を探索することが、メンタルヘルス問題を抱える方々への偏見助長にならないよう、有識者や当事者の意見をうかがいながら、注意を払って進めてまいります。（黒田）
		5-6	個人情報であるということのハードルが、非常に高い。情報収集するには、プロジェクトの枠では、とても厳しい。できることとできないことがあると思うが、省庁間で認識を共有し、有効に進めるには、省庁上位者間や政治的な働きかけがないと動かないのではないか。研究が制度に結び付きにくい旨の話（講演）もあったが、すごく難しいと思った。（行政）	積極的なアウトリーチと情報共有で対応している外国と比較すると、日本では個人情報保護法が行政に過剰に萎縮効果をもたらしているのではないかと懸念をもちしております。（水野）
		5-7	既存の制度・慣習・規範等が超えられず、研究が予定どおりにいかないときは、その要因を巧く抽出する必要があると考える。個人情報保護のルールや社会的メンタリティ上の理由でデータの収集が難しいとき、その要因を明らかにすることが重要ではないか。結果、成果の公表のしかたも。グループ計画D、A3はこのプロジェクト全体に目配りした倫理的課題の目配り、問題整理を行う機能が求められる。（JST）	A3、Dで対応いたします。（黒田）
		5-8	リスク要因の削減の話が中心だったが、保護要因の創出という視点が必要。個人的には、リスク・アセスメントの家庭で生じる特定の「ハイリスク集団」（発達障害児への親、とくに母親）へのスティグマ付与の回避、というも課題として考えられるのではないかと。子どもへのトラウマと同様、スティグマがもたらす精神的傷害というも見落とされがちだと思うので。（大学院生）	メンタルヘルス問題の関わりを研究することが、スティグマを付与することにならないような倫理的配慮について、当事者やそのご家族の方々のインタビューなどをすでに行っております。今後も気を付けて参りたいと思いますので、心配な点がありましたらどうぞご意見をお寄せ下さい。（黒田）
		5-9	各グループの計画にはありませんでしたが、財政捻出の問題もある。費用対効果の研究、経済的な部分についての研究は組み込む必要はないか？（医療）	経済学系研究者の研究協力により、視野に入れていきたいと考えております。（黒田）
	ゴール	5-10	どのくらいの期間でできそうなのか気になった（児童相談所）	RISTEXでのプロジェクト期間は3年で、この間にはモデルケースの提示や政策提言を行います。実際の社会実装には当然ながらもっと時間がかかりますが、今後他プロジェクトも併用して、継続的に推進していきたいと個人的には考えております（黒田）。
		5-11	脳計測の種々の手法により、養育行動／養育困難とその生物学的要因に係る知見を解明することは必要・重要であるが、それを包摂性のある対応策につなげるには、相当な社会的な合意、具体的な研究デザイン、成果のまとめ方、発表のしかたも含めて入念な検討が求められる。ゴールは「政策提言」というよりも社会実装にもっていきける「システム」であっていただきたい。（JST）	私たちは、被虐待児の臨床に加え、「虐待を行っている養育者」への支援と治療、虐待の予防や療育法、加害者更正プログラムを開発するための神経基盤・分子遺伝学的探索やエビデンス蓄積をすることにより、子育て困難を防止する養育者支援システムの社会実装に資する情報提供をゴールにしています。（友田）
	要望	5-12	A2およびD計画について、現在保護観察所では、傷害等の犯罪に及んだものを対象として「暴力防止プログラム」を実施しており、虐待に及んだ親に対して行ったケースもある。また、保護観察中に従うべき指針として「児童相談所の指導に従うこと」といった項目を定める例もある。	執行猶予や仮釈放時における保護観察と児童福祉との連携についても、検討して参ります（黒田）。
5-13		研究プロジェクトの進捗状況をHPで呈示していただきたい。実況中継的に。（心理職）	本シンポジウムご意見の掲載を含め、可能な限り積極的に情報発信していきたいと考えております。（黒田）	

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
プロジェクト全体	要望	5-14	参考図書、論文等のリストがあるとうれしい。動画配信があるといい。〈一般〉	「勉強会」資料となるような、各専門家による講義の動画撮影を予定しております。（黒田）
		5-15	国会議員向けのシンポを開催してほしい。日本には分離しか虐待防止の手立てがないので、分離しないで虐待を低減するシステムに期待します。〈地方自治体〉	機会がありましたら是非お声掛け下さい。子ども在宅での養育者支援システムについても検討して参ります。（黒田）
		5-16	システム構築の形成過程も知らせてほしい。ぜひ市町村向けに。〈司法機関〉	随時Webサイトに情報を公開して参りたいと思います。（黒田）
		5-17	妊娠期からの支援体制の構築を。環境省のエコチル調査との連携はいかがですか？〈児童福祉〉	ご提案ありがとうございます。現在、エコチル調査との連携の予定はありませんが、今後とも様々な専門機関と連携していきたいと思っています。（白石）
		5-18	子育て子育てでエンパワメントでは保育園、他者の適切な子育てによって、子どもが適切に成長していく報告があり、一方で、愛着障害の事例で1歳までは実の母親によって育児をすることが良い影響が出るとの報告がある。この2つの相反した事例を整理、整合性を持たせないと、我が国の傾向性から「だから家庭教育が大事だ」といって思考停止になり、行政の家庭支援が進まなくなるという実態がある。〈地方自治体〉	私たちは、様々な養育形態が子どもの愛着形成にどのように影響を及ぼすかという点についても生物学的に追求していく予定です。それにより、そのような実態を防ぐ役割を果たしたいと思っています。（友田）
		5-19	愛着について、乳幼児期の成育の重要性は確かなのですが、乳児院の存在をどのように評価するのか？〈大学・児童福祉〉	私たちは、乳児院で社会的養護を受けている子どもの養育体験や愛着を心理学的・生物学的な観点から調べ、愛着障害の病態メカニズムを解明して、どのような心理療法が効果あるのかを検証したいと考えています。（友田）
	質問	5-20	友田先生が冒頭で、リスク要因を、生物学的要因と社会・環境要因に分けていたが、厚労省「子どもの虐待対応の手引き」では①子どもリスク②養育者リスク③養育環境リスクの3分類だったかと。あの分け方にはどのような根拠があるのか？〈大学院生〉	生物学的要因の方を、「養育者要因」と「子側の要因」の2つにさらに分割しています。（黒田）
		5-21	今回の研究テーマでの虐待には性虐待も含めて対応を検討されている？〈大学・法学部〉	NPO法人 チャイルドファーストの山田不二子先生などにもご協力いただき、性虐待も含めて対応を検討していく予定です。（黒田）
		5-22	虐待を分類せず話がなされていたが、それぞれの差異に注意を払うべきではないか〈大学院生〉	
		5-23	メンタルヘルス問題を「予防的措置には反対」とのことだが、広義の精神問題（人格障害、知的障害（経度など）の方々の虐待予防対策は必須ではないか。本人が認識していない病態（といえるかわかりませんが）の中に、ストレスフルな育児が加わっていくことの危険性とそのサポートの難しさ日々悩む。〈保健師〉	誤解があったようで申し訳ありません。妊婦の段階でのリスク要因検出とフォローのシステムはBなどで行います。ただ、例えば「メンタルヘルス問題があるから育児は難しいだろう」というような先入観は避ける、という意図でした。（黒田）
	今後聞きたい講演内容	5-24	安梅先生のお話にあった「専門性の高い養育者支援専門職の身近な期間における配置」「子供と保護者の駆け込み寺の設置」「子供と保護者に対するケアマネによる支援」を実現させるにネックになっているものは何なのか、お話いただく機会があればよい。〈NPO職員〉	支援の必要性に対する認識が低いということがネックでしょうか。地縁や血縁の低下で、保護者が孤立したり支援が得られない状況にある現状について理解し、包括的に支援する仕組みづくりが大切です。機会があればお話ししたい（安梅）
		5-25	一般的なイメージ（虐待の連鎖）への反論、抑止可能性について聞きたい。〈一般〉	E-ラーニングや、総説等による解説を行っていく予定です。（黒田）
		5-26	より根本的に「虐待とは何か」についての講演がききたい。〈大学院生〉	
		5-27	「虐待の連鎖」について、生物学的な観点からの分析を講演していただきたい。	機会がございましたらよろしく願います。（友田）
		5-28	貧困であっても虐待しない親に育てられた。どのような要因が影響しているのか。〈弁護士〉	レジリエンス要因が重要と考えられます。また貧困は、虐待事例にもっとも頻度高く認められる要因の一つですが、必ずしも第一次の要因とは限らないと思われます。（黒田）
		5-29	発達障害と子どもの虐待の関係。〈大学院生〉	発達障害をもつ子の虐待リスクについてはかなり研究が進みつつあります。さらに親側の発達障害の関与についても、少数ながら先駆的研究がはじまっており、本プロジェクトで深化させられればと現在検討中です。（黒田）

カテゴリー	キーワード	番号	参加者からのご意見・ご質問	プロジェクトからのコメント
プロジェクト全体	今後聞きたい講演内容	5-30	貧困による虐待のほかに、裕福な家庭での虐待事例にもよく出会う。中学受験虐待、弁護士の父によるDVなど、親（子）が発達障害であることによるものか。加減がわからない、こだわりの追及など。それについて知りたい。〈臨床心理士〉	妊娠期に自閉スペクトラム症（ASD）やADHD傾向のある母親が子どもを虐待する傾向にある（Fujiwaraら、2014）という報告がなされていますが、その報告を個人の事例に反映することは難しい事です。私たちは現在、一般的な親子を対象として、乳幼児の子育て中の母親のMRI検査と行動課題を行っています。科学的根拠を出す事により個人の事例にも反映できる結果を出す事を目的としています。（友田）
		5-31	当事者（多様な養育者）や被虐待の経験者の話。多職種の課題を連携のためにも相互理解のため、現場の声を聴きたい。〈児童福祉〉	今後の研究会構成の参考にさせていただきます。ありがとうございます。（黒田）
		5-32	医学系の方の話が多かったようですが、福祉、社会保障、教育など多様な分野の方の取り組みをうかがえれば。〈大学院生・看護〉	
		5-33	厚労省、法務省の方の意見も聞きたかった。〈学生〉	
		5-34	養育者支援ということであればぜひ保健師も呼んでもらえたらと思う。〈児童相談所〉	
		5-35	政治家など国を動かす方の考えをうかがいたい。〈脳外科医〉	
		5-36	児童精神科医学の「進歩」は、育児にどのように活用されているのか、どう活用できるのかの観点で講演してほしい。〈小児科医・児童福祉〉	
		5-37	母子保健～学のなかにプレナタル・サポートを組み込むこと、その可能性を厚労省をゲストに検討してほしい。〈心理職〉	
		5-38	保育士からの虐待の現状を知りたい。〈学生〉	
		5-39	イギリスでは子どもに関わる職種は全員、子どもの安全に関する研修が義務付けられていると聞いた。日本にとりいれられそうな海外の例の紹介を聞きたい。〈児童精神科医〉	国際比較により他の国の成功している事例を紹介します。（落合）